

社会保障・税に関わる番号制度に
関する検討会(第2回)資料
(平成22年2月22日)

資 料

(地方税関連)

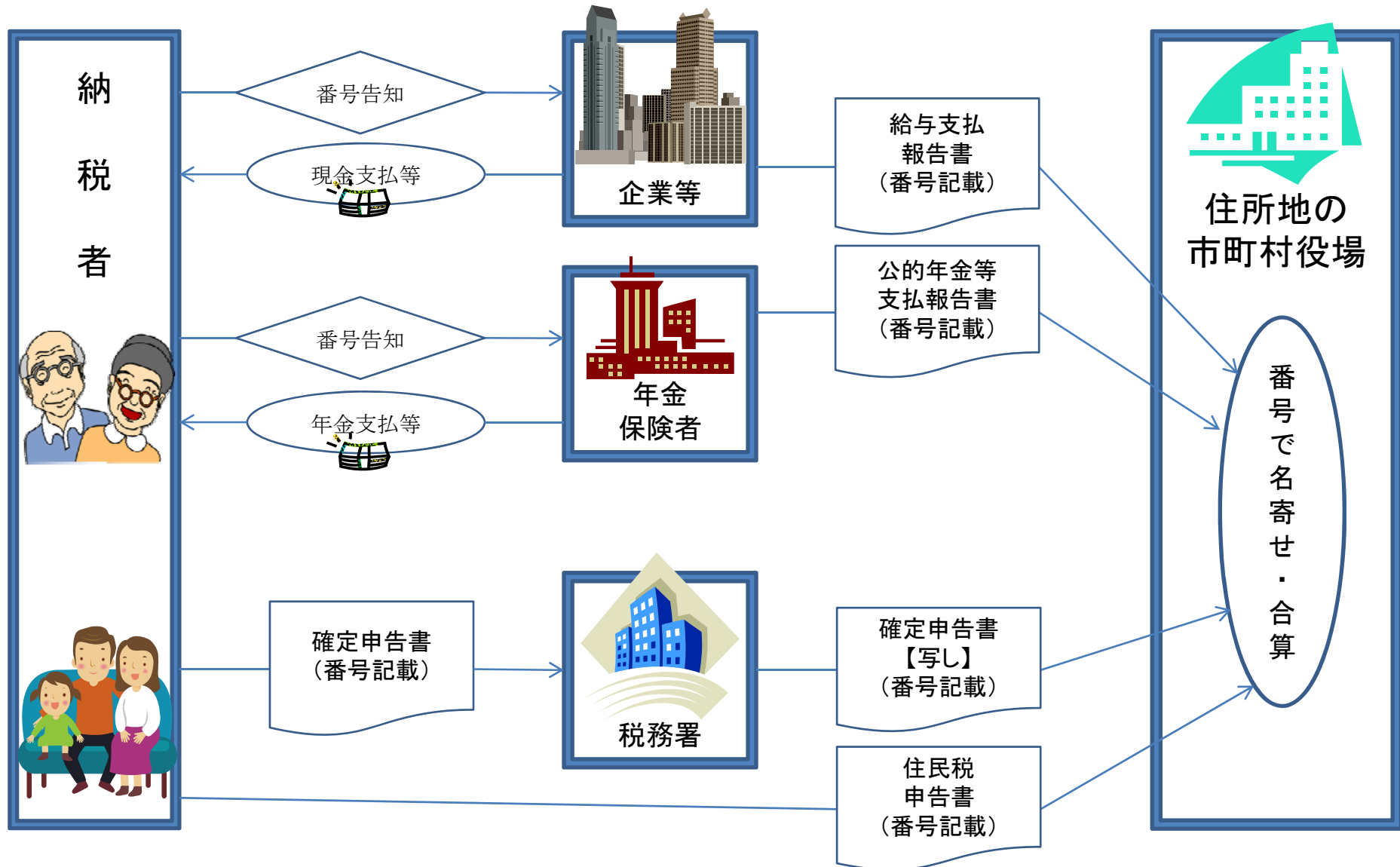
平成22年4月5日

総務省

目 次

- 「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ 1
- 市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せについて 2
- 個人所得課税における市町村の税務部局の役割 3
- 個人住民税の情報を基準としている他制度の例 4
- 地方税において番号制度を活用する際に前提とすべき点 5
- 住所情報の活用について(個人住民税) 6
- 税務情報(地方税)に関する管理 7

「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ



※ 自動車税など他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待されるなど、その意義は大きい。

市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せについて

○ 市町村の税務部局は、様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※

提出

給与収入のある者のうち納税義務者の数

約4,800万人

※ 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

公的年金等支払報告書※

提出

公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

約1,200万人

※ 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

確定申告書 【写し】

税務署より入手

確定申告者数

約2,400万人

住民税申告書

提出

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○支払調書等の各種課税資料の調査による情報

原稿料・講演料等の支払調書の調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

例えば、扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。

個人所得課税における市町村の税務部局の役割

市町村の税務部局

① 扶養親族の認否に関する情報



※ 市町村の税務部局においては、確定申告書等において申告された扶養親族について、市町村の保有する住民情報(続柄、年齢、世帯状況等)や、当該扶養親族の名寄せ後の合計所得金額等に基づき、控除対象となる扶養親族であるか否かの確認を行っている。

② 名寄せ後の合計所得金額等に関する情報



・給与支払報告書

約4,800万人

・公的年金等支払報告書

約1,200万人

・確定申告書の写し

約2,400万人

・住民税申告書

・独自調査等による情報

約8,400万人

③ 市町村における所得税の確定申告書の收受

(所得税の確定申告書総数の概ね2割程度を收受)



市町村の税務部局は、市町村で確認した①扶養親族の認否に関する情報の提供等により、国・地方を通じた適正かつ公平な課税に大きく貢献

税務署

課税資料情報
(確定申告書の写し等)

① 扶養親族の認否に関する情報の提供

② 名寄せ後の合計所得金額等に関する情報の提供

③ 市町村において收受した確定申告書の引き渡し



個人住民税の情報を基準としている他制度の例

- 多くの制度において個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を基準として補助等が行われている。

幼稚園就園奨励費補助	養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の利用(自己負担)
自動車事故被害者等への生活及び学資資金の給付等	肝炎インターフェロン医療費助成(自己負担)
国民健康保険制度(保険料等)	ハンセン病療養所非入所者給与金
後期高齢者医療制度(自己負担)	児童入所施設等の徴収金
障害者自立支援制度(障害福祉サービス費等・自己負担)	助産施設における助産の実施(自己負担)
障害者自立支援制度(補装具・自己負担)	小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)
障害者自立支援医療制度(自己負担)	未熟児への養育医療の給付(自己負担)
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	結核児童への療育の給付(自己負担)

個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等

※ 各府省への照会等に基づき総務省でとりまとめ。

地方税において番号制度を活用する際に前提とすべき点

○ 二重付番を防ぐ必要があること

○ 住所情報が関連づけられ、かつ常に最新の情報であること

- ・ 番号を付与された者に対して課税権を有するかどうかを住所情報により確認する必要がある。
- ・ 住所情報を利用した地方税務事務は年間にわたって行われており、常に最新の住所情報でなければ、地方税における税務事務には活用できない。

○ 外国人にも付番される必要があること

- ・ 地方税においても外国人に課税を行っている。

○ 目に見える番号であることを前提に、セキュリティが十分に確保される必要があること

- ・ 番号が民間取引にも広く活用されるため、番号から遡及して個人情報把握されないような措置が講じられなければならない。

住所情報の活用について(個人住民税)

〈番号制度活用の際の前提〉 住所情報が関連づけられ、かつ常に最新の情報であること

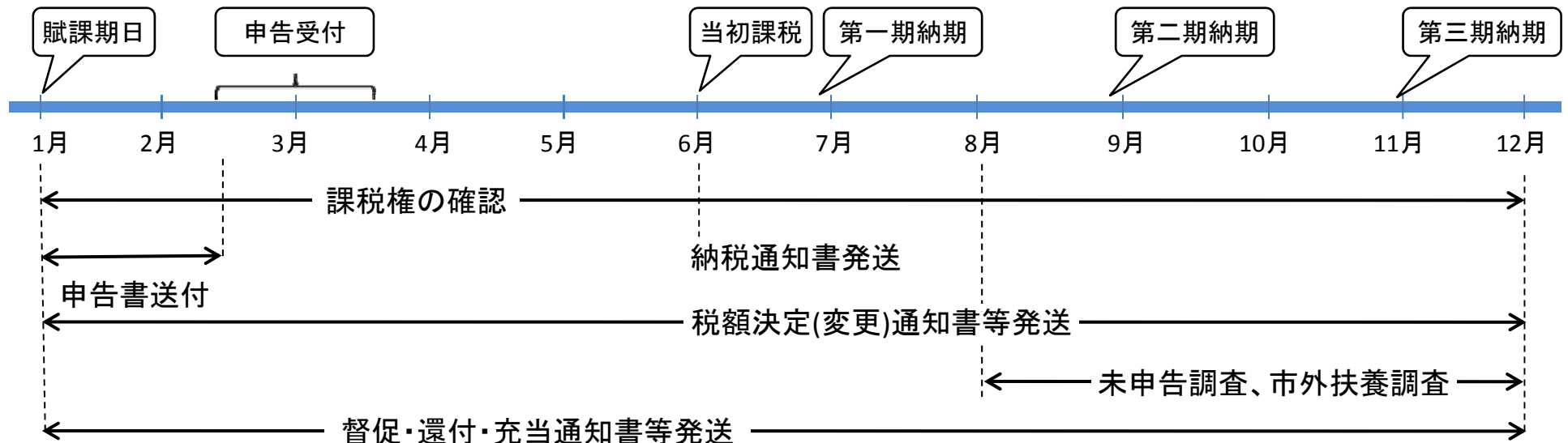
① 「住所情報が関連づけられ」

- ・ どの市町村が課税権を有するか確定するために、住所情報が必須。
(個人住民税は、1月1日現在の住所地市町村が課税権を有する。)

② 「常に最新の情報であること」

- ・ 納税通知書や督促状の送付等、課税権・徴収権の確実な行使のために、最新の住所情報が必要。

〈住所情報を使用する主な事務(個人住民税の例)〉



税務情報(地方税)に関する管理

税務情報の保護については、(1)地方税務当局、(2)地方税務当局から情報提供を受けた他官庁や他部局、(3)納税者の取引の相手方(民間)のそれぞれの局面において問題となる。

(1)地方税務当局における管理

- ・ 現行、地方税職員の秘密漏洩に対しては、①地方公務員法上の守秘義務に加え(1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)、②地方税法上、加重された守秘義務が課されている(調査従事者の秘密漏洩は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)。
- ・ さらに、個人情報保護条例により、不正な情報提供等が禁止されている。

システムに関する措置

- ・ 外部と接続しない閉じたネットワークを構成。
- ・ 税務情報には税務職員以外はアクセスできないなど、各地方団体において、関係法令・条例等に則った対応がとられている。

(2)他官庁における情報管理

- ・ 現行では、地方税当局からの税務情報の提供が法令上認められるのは、国税当局に対する情報提供等、極めて限定されている。
- ・ 情報提供後の当該税務情報の管理は、情報提供先である他官庁や他部局において行われる。
- ・ さらに、行政機関個人情報保護法や個人情報保護条例において、不正な情報提供等が禁止されている。

(3)民間における管理

- ・ 個人情報保護法上、民間事業者(特別徴収義務者等)は、個人から提供を受けた個人情報の目的外利用が禁止されている。(主務大臣による是正命令違反に対しては、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。